

防犯カメラ利用契約書

システム利用者、
（以下、「甲」という）と、
システム提供者、ヒイヅル株式会社（以下、「乙」とする）は、乙が提供する機材を含む防犯カメラシステム
（以下、「本システム」という）についての、利用契約（以下、「本契約」とする）を締結する。

第一条（目的）

乙は、甲に対し、本システムを貸与し、甲は本システムを利用するものとする。

第二条（本システムの内容）

本システムの内容は以下のとおりとする。

- ① SIM 内蔵 4G ルーター、防犯カメラ
- ② PC、スマホ・タブレットからの専用アプリによる遠隔監視・録画再生機能
- ③ カメラ側の通信容量は各プラン毎 WEB サイト記載の容量
使い切り後は低速モードに切り替え、甲は乙に月毎の残り通信容量を
問い合わせできないものとする
- ④ 録画は内部 SD カードに録画、専用アプリによる遠隔再生・遠隔ダウンロード
YouTubeLive プランには SD カード録画機能は無し
- ⑤ カメラへの接続に使用するアプリケーションは、カメラメーカーが開発した物を使用

第三条（設置場所）

甲が本システムを使用する任意の場所

第四条（利用料）

本システムの利用台数は、見積書又発注時に決定する。

- ① 甲は、乙から毎月月末日付けで提出を受けた請求書に関し、各月分の請求額を翌月末日
までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う
なおその際はの振込手数料は甲の負担とする
- ② 口座振替利用時は、乙は毎月 20 日に甲の指定口座から月額利用料を振替するものとする。
但し、20 日が土日祝日の場合は、後営業日を振替日とする
また、振替手数料は乙の負担とする
- ③ 本システム返却時の送料は甲の負担とする

第五条（契約期間）

本システムの利用契約期間は、見積書に記載の期間、又は発注時の注文内容とする。

但し、当該期間満了の 30 日前までに甲乙いずれからも書面による異議がなされないときは
期間満了の翌日から起算して同一内容にて更に 1 か月延長されるものとし、
それ以降も同様とする。

第六条（本システムの管理）

甲は本システムを、善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとする。

- ①本システムの所有権は乙に帰属する
- ②甲は本システムについて、第三者へ譲渡、賃貸、貸与、担保に供してはならない

第七条（本システムへの対応）

乙は、本システムの設置場所へ赴いてのメンテナンス（以下、「現地メンテナンス」とする）を行う責を負わない。

但し、甲から乙へ返送された機材の修理・修繕は乙が行うものとする。

以下の、各号は甲の負担及び責任とする。

- ①甲の要求により、行われた現地メンテナンス費用及び交通費
- ②甲の故意又は過失により生じた、本システムの不具合に係る現地メンテナンスに伴う費用
- ③ 汚れ、気象現象、動植物等による、本システムの正常な動作を阻害する原因となる事象の除去
- ④本システムが正常に動作しているかの確認
- ⑤システム障害時の電源管理
- ⑥故障・不具合発生時の交換作業とその費用

第八条（故障・紛失）

本システムの自然消耗による、機材故障時の機材本体費用は原則として乙の負担とする。

機材交換に伴う人件費及び、工事費等（以下、「機材交換費用」とする）は、甲の負担とする。

以下の各号は甲の負担とし、乙は以下の各号による機材の損害 1 台あたり金 5 万円を甲に請求するものとする。

但し、甲が乙に保証料を支払っている場合、契約期間中 1 回まで以下の各号も乙の負担とする。

- ① 天災・事故・盗難・過失等による、自然消耗以外の機材故障
（但し、盗難・紛失時は警察への届け出の無い場合、乙は保証の責を負わない。）
- ② 紛失した際の交換用機材の用意

第九条（通知義務）

甲及び乙は、会社所在地、電話番号、社名等の情報に変更が生じた場合、速やかに相手方にたいして書面により通知しなければならない

第十条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、事前の乙の書面による合意なくして、本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならないものとする。

第十一条（秘密保持）

甲は、本契約の履行にあたり、乙より提供された技術上の情報又は営業上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

第十二条 (解約)

甲及び乙は、相手方に対する書面又は電子メールによる30日以上前の予告をすることにより本契約を解約することができる。

第十三条 (途中解約)

甲は、途中で契約を解除する場合は、書面による予告し途中で契約を解除することができる。但し、契約日数が残っている場合は、残り契約月数×月額利用料×0.95の違約金を甲は、乙に支払うものとする。

第十四条 (解除及び期限の利益喪失)

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。なお、この場合において損害賠償の請求は妨げられない。

- ①本契約又は個別の契約一つにでも違反したとき
- ②災害、戦争、労働争議等、本契約又は、個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ③その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
- ④相手方に対する詐術その他背信的行為があったとき

第十五条 (反社会的勢力の排除)

(1) 甲又は乙は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴集団、その他これらに準ずる者をいう。以下に同じ)に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者損に害を加える目的で不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 甲又は乙は、相手方が第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を棄損し、業務を害妨する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 甲又は乙は、第1項に該当しないことを確約し、将来も同項又は第2項各号に該当しないことを確約する。

(4) 甲又は乙は、本条各項の規定により本契約を解除した場合に、相手方に損害が生じても何らこれ

を賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第十六条（特記事項）

乙は以下の、各号の責めを負わないものとする

- （1）本契約の解除若しくは解約時又は本システムの移設時の、本システム撤去後に残った取り付け痕、設備等の原状回復
- （2）本システムの故障、その他不具合が生じ、本システムが停止した場合、その間に甲が犯罪被害、その他事故等にあった場合も、甲は乙にその損害を請求することはできないものとする
- （3）モバイルネットワーク及びサーバーシステムの障害による、本システムの動作障害
- （4）電話による一次対応

但し、甲からの問い合わせ一次対応は WEB サイト問い合わせフォームからの問い合わせ後乙は、メール・SMS・RCS 及び必要に応じて電話にて返答するものとする

第十七条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約又は個別契約に関し裁判上の紛争が生じたときは静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

第十八条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本契約書 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印